

初期日本語教室実施業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要項

1 目的

ほとんど日本語を話すことができない市内在住・在勤の外国籍住民向けに、適切な初期日本語教室の企画、実施、運営及び当該日本語教室における指導者を養成することができる、高度な専門的知識と技術及び豊富な創造性を有する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託事業の概要

(1) 業 務 名

初期日本語教室実施業務委託

(2) 業務内容

「初期日本語教室実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約期間：契約締結日～令和11年3月31日

準備期間：契約締結日～令和8年3月31日

事業実施期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日

(4) 業者選定 プロポーザル方式による選考とし、提案書及びプレゼンテーションの内容により、評価委員会において受託者を選定する。

3 提案上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）

総額	金	4,455,000円
うち令和7年度分	金	0円
うち令和8年度分	金	1,485,000円（令和7年度債務負担行為）
うち令和9年度分	金	1,485,000円（〃）
うち令和10年度分	金	1,485,000円（〃）

4 参加資格

参加しようとする者は法人その他の団体とし、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 碧南市における入札参加資格者名簿に登録されている事業者であること。
- (3) 参加申出書の提出期限から受託者の決定日までの期間において、碧南市競争入札参加停止等措置要領（平成 20 年 4 月 1 日）第 4 条の規定による競争入札参加停止等措置を受けていないこと。
- (4) 参加申出書の提出期限から受託者の決定日までの期間において、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 27 日付け碧南市長等・愛知県碧南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 愛知県内に本店（本社）又は事業所等があること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 過去 10 年以内に自治体の日本語教室業務について受託実績があること。

5 参加申出書等の提出

参加希望者は、次により参加申出書等を提出すること。

(1) 提出書類

以下の書類を各 1 部提出すること。

ア プロポーザル方式等参加申出書（様式第 1 号）

イ 以下の事項について記載したものを添付すること。（任意様式）

(ア) 会社概要

設立年月日、代表者氏名、資本金、売上高、自己資本比率、賠償責任保険の加入有無、従業員数（うち技術者数）及び業務内容等について具体的に記載すること。また、業務協力を予定している会社等がある場合は、その全てについて同様に記載すること。なお、会社パンフレット等で記載内容を満たしている場合、それを添付してもよい。

(イ) 業務実績

過去 10 年以内に受託した自治体の日本語教室の実績。

(2) 提出期間

令和7年10月27日（月）から令和7年11月7日（金）までの日（日曜日及び土曜日ならびに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までに参加申出書（様式第1号）に必要事項を記載の上、参加資格の確認のできる添付書類を添えて持参により提出すること。

(3) 提出先

碧南市市民生活部地域協働課共生協働係

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は書留郵便にて提出期限までに必着とすること。

6 プロポーザル方式等参加資格確認結果通知書（様式第2号）

参加資格の確認結果については、次のとおり通知する。

(1) 通知予定日 令和7年11月11日（火）までに発送

(2) 通知方法 郵送にて参加者へ通知する。

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答方法は、次のとおりとする。

(1) 質問方法

電子メールにて地域協働課宛へ送付し、送付後電話にて着信確認を行うこと。なお、電話等による質問には回答しないものとする。

(2) 質問期限

プロポーザル方式等参加資格確認結果通知書受領後から令和7年11月20日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年11月26日（水）までに、全ての有参加資格者へ電子メールで回答する。

8 提案参加辞退

提案参加を辞退する場合は、令和7年12月12日（金）午後5時までに、辞退届（任意様式）を提出すること。

9 提案書等の提出

有参加資格者は、次により提案書等を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

次項の作成要領に基づき作成すること。

ア 提案書 紙媒体 6 部及び電子データ 1 式

イ 見積書 1 部

(2) 提出期限

令和 7 年 1 1 月 2 6 日（水）から令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金）までの（日曜日及び土曜日ならびに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

(3) 提出先及び提出方法

地域協働課窓口へ直接持参すること。また電子データについては、記録メディアまたは電子メールにより地域協働課へ提出すること。

10 提案書等の作成要領

提出する書類の規格は、原則 A 4 版とし、A 4 版より大きな用紙を用いる場合は、三つ折り等の方法により A 4 版に収めるものとする。

(1) 提案書

提案書（様式第 5 号）には、以下の事項を記載したものを添付すること。添付書類の様式は任意とする。

ア 業務取組方針

別紙「初期日本語教室実施業務委託仕様書」の内容等を踏まえ、業務の取組方針、内容、本業務に対する業務実施体制（人員配置）などを具体的に記載すること。また、本業務における碧南市と受託者の役割分担を明確に記載すること。

イ 業務実施工程

本業務の実施について、3 年間のスケジュールを計画的かつ明瞭に記載すること。

ウ 業務実績

本業務に関連する実績等を記載すること。

エ その他自由提案

上記項目以外で創意を凝らした提案があれば記載すること。ただし、追加費用が

かかるものは認めない。

(2) 見積書

提案上限金額の範囲内で作成し、項目別に概要、税抜金額、税額、税込金額がわかるように記載すること。見積書の様式は任意とする。

1 1 提出書類の取扱い

- (1) 提出期限後の提出書類の追加・修正・差し替えは一切認めないものとする。ただし、碧南市が審査に必要と認める場合は、資料の追加提出等に応じること。
- (2) 提出書類の返却はしないものとする。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

ア 第三者の著作権を侵害する提案をしたとき

イ 参加申出書、提案書等に虚偽の記載をしたとき

ウ 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合

エ 複数の提案書を提出した場合

オ 見積金額が提案上限金額を超えている場合

1 2 プレゼンテーション（提案説明）

(1) 実施日時

令和7年12月23日（火）

開始時刻は、提案書提出後に決定し、有参加資格者に通知する。

(2) 場所

碧南市役所2階 談話室1

(3) 方法

ア 事前に提出された提案書に基づき説明すること。

イ 出席者は3名以内とし、本業務の主担当者が説明すること。

ウ 1有参加資格者の提案は30分以内とし、質疑応答は15分程度とする。

エ プレゼンテーションに要する機器等は、有参加資格者にて準備すること。

1 3 審査及び評価

(1) 審査方法

碧南市委託業者に係るプロポーザル方式等実施要領第5条に基づき、市民生活部長を委員長とする評価委員会を設置し、提案書及びプレゼンテーションの内容等について総合的に判断し、評価委員会で評価された点数の平均点上位の有参加資格者から順位付けを行い、受託者を選定する。ただし、点数が並んだ場合には、見積金額の安い者を受託者を選定する。なお、平均点数70点を最低基準点とし、基準点を満たさない事業者は選定しないものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、各有参加資格者に書面により通知する。なお、選定されなかった理由を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の午後5時までに書面（任意様式）を地域協働課窓口へ直接持参することとし、その回答については、有参加資格者へ書面により通知する。

(3) 審査に対する異議申し立ては受け付けない。

1.4 契約の締結

受託者選定後、碧南市契約規則（平成5年2月15日規則第1号）に基づき、速やかに委託契約を締結する。

1.5 その他

- (1) プロポーザル参加にかかる一切の費用は、有参加資格者の負担とする。
- (2) プロポーザル終了後、受託者の氏名及び総合点数並びに非決定者の総合点数を、結果通知日から1年の間、市のホームページで公表する。

1.6 対応窓口

- (1) 担当部署 市民生活部 地域協働課 共生協働係
- (2) 連絡先等 〒447-8601 碧南市松本町28番地
碧南市 市民生活部 地域協働課 共生協働係
電話 0566-95-9872（直通）
FAX 0566-41-5412
Mail tiikika@city.hekinan.lg.jp